

# ゆざわジオパーク認定商品募集要項

## 1 目的

ゆざわジオパークの持続的な経済活動を推進するためには、若年層が興味を持つような地域資源循環型の産業振興ならびに商品開発が必要です。ゆざわジオパーク認定商品は、若年層などの幅広い層に対して、ゆざわジオパークを発祥として販売される商品の価値やその商品に内在する多様な地域資源との関わりを伝えていくための取り組みです。

## 2 認定商品の特典

- ① 認定商品は、湯沢市ジオパーク推進協議会により、市広報、定例記者会見、ホームページ、ゆざわジオパークかたり隊、地域情報誌、パンフレットなどを通じて積極的に情報発信されます。
- ② 認定商品のロゴマーク、ゆざわジオパークロゴマーク、ゆざわジオパークキャラクターしず小町を活用した商品のPRを行うことができます。

## 3 募集期間

令和3年7月15日(木)から令和3年9月15日(水)まで

## 4 応募資格

申請代表者が市民応援隊「ゆざわジオパークかたり隊」に所属していること。

## 5 応募条件

販売形態の整った、無形商品や有形商品とします。

## 6 応募方法

所定の申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて郵送(当日必着)または、ご持参ください。

※ 申請書及び制度の詳細は湯沢市ジオパーク推進協議会のホームページからもダウンロードできます。ホームページ URL:<http://www.yuzawageopark.com/>

## 7 認定までのスケジュール

- ① 募集 令和3年7月15日～9月15日
- ② 審査 令和3年10月上旬
- ③ 認定 令和3年10月中旬

## 8 審査方法

湯沢市ジオパーク推進協議会が選定した審査員により、認定基準をもとに決定します。

## 9 審査基準

以下に定める認定基準で審査します。

① 意欲

ゆぎわジオパークの良さを広めたいという熱意が伝わってくること。

② 表現

万人にとりわかりやすく親しみやすい表現がなされていること。

③ 理解を促す工夫

ジオパークの理念に関する理解を促すような工夫がされていること。

④ 科学的な知識

信ぴょう性のある情報を提供していること。

⑤ ストーリー

ゆぎわジオパークの多様な地質資源との関わり、例えば、地質的・生物的・文化的な関わりについてうまく組み込んでいること。

10 審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果通知書にて通知いたします。

11 有効期間と更新

認定商品の有効期間は4年間とし、その後は4年ごとに更新することができます。

12 認定取消

以下のいずれかに該当した場合、認定を取り消す場合があります。

① 法令を遵守していないなど、ゆぎわジオパークの信用を著しく失墜させたとき。

② 申請代表者から認定取り消しの申し出があったとき。

13 申請に関する留意事項

① 申請書類は返却しません。必ず提出前に複写などをお取りください。

② 申請した商品が認定された場合、商品の内容や写真などを湯沢市ジオパーク推進協議会が情報提供するホームページや制作物、メディアなどの取材記事、報道に使用することについて事前に了承し、その内容については、湯沢市ジオパーク推進協議会に一任するものとします。

③ 申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、法的保護を行うなど申請者の責任で対応してください。

14 応募・問い合わせ先

湯沢市ジオパーク推進協議会(湯沢市役所 産業振興部 観光・ジオパーク推進課 内)  
〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号(TEL:0183-55-8195)